

「学校安心ルール」 大阪市立三津屋小学校

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校などが行なうことができる対応
基本的な約束事	・嘘をつかない 　・ルールを守る 　・人に親切にする 　・勉強する				
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・学校をする休みする ・授業時間に遅れる ・授業をさぼる 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを言う ・言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・無視する ・ものを勝手に使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを言う ・言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・無視をして指導を聞かない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の机などに落書きする ・教室や学校のものを勝手に使う ・教室や学校の施設にいたずらする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・別室における個別指導および家庭連絡 ・奉仕活動または学習課題
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業に関係のない話をする、関係のないことをする、音を立てる、ほかの子にちょっとかいをかけるなど、授業のじゃまをする ・授業をさぼり構内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・怖がるようなことをしたり、言ったりする ・物をかくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪口、かげ口を言う ・バカにしたようなことをしたり、言ったりする ・怖がるようなことをしたり、言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室や学校の物をこわす ・夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による） ・カードやゲームなどで少額のかけ事をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡 ・数日間の奉仕活動または学習課題
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業のじゃまをする ・テストのじゃまやカンニングをする ・学校をさぼり地域でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・おどすようなことをしたり言ったりする ・いやがることを無理やりさせる、力強くする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう ・物をこわす、する 	<ul style="list-style-type: none"> ・おどすようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な器物損壊 ・窃盗行為 ・掛け金が多額であったり、メンバーを強要したりするなどの悪質なかけ事 ・万引き・飲酒・喫煙 ・無免許運転 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の別室における個別指導および学習指導 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 ・警察へ相談し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センター）と連携した指導
第4段階		<ul style="list-style-type: none"> ・殴る、けるなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる ・万引きや他人への暴力を強要する ・金品を奪う、盗む、たかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（刃物）の所持 ・違法薬物の所持・使用・販売行為 ・薬物の乱用 ・窃盗行為・痴漢行為 ・放火・強制わいせつ ・強盗 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 ・警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第5段階		<ul style="list-style-type: none"> ・極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて重い暴力・傷害行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察・こども相談センター・児童自立支援施設などにおける対応 	

○第1～5段階については、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」の段階による。

○いかなる段階であっても同様の問題行動を繰り返し、各段階においての対応で解決しない場合は、一段階上の対応を行う。

○「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生などが一層丁寧な立ち直り支援を行うためのもの。

※「その他 社会のルールとして」の第3～5段階の行為等については、警察など関係機関の判断に基づいて段階を判定し、対応を行うものとする。

※出席停止とは…公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。